

甲板上木材貨物を固定するスタンションに関する事項

改正規則

鋼船規則 A 編及び C 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

復原性資料に関する SOLAS 条約第 II-1 章第 5-1 規則について、IACS は 2021 年に損傷時復原性の計算における甲板上木材貨物の取り扱いに関する解釈等の改訂版を IACS 統一解釈 SC161(Rev.2)として採択した。なお、条約要件及び同統一解釈は本会規則に取入れられている。

IACS は同統一解釈について、甲板上木材貨物を固定するスタンションに対する要件の見直しを行った。その結果、当該設備に関しては、Code of Safe Practice for Ships Carrying Timber Deck Cargoes, 2011 (2011 TDC Code) への適合を要求するように改める IACS 統一解釈案 SC161(Rev.3)を作成した。

同統一解釈案は、2022 年 4 月に開催された IMO 第 105 回海上安全委員会 (MSC105) において、MSC.1/Circ.1653 として承認された。これを受けて、IACS は同統一解釈案を IACS 統一解釈 SC161(Rev.3)として採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC161(Rev.3)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

甲板上木材貨物を固定するためのスタンションに関連する規定を改める。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

A 編 総則

1 章 通則

1.2 船級符号への付記

1.2.4 船体構造・艤装等*

-24.を次のように改める。

-24. C 編 1 編 14.8.3.1, 同 1 編 2.3.2.3-12., 同 2-5 編 10.4 並びに U 編の関連規定の適用を受けた木材を運送する船舶については, 船級符号に “*Equipped for Carriage of Lumber*” (略号 *EQCLB*) を付記する。

C 編 船体構造及び船体艤装

1 編 共通要件

2 章 一般配置要件

2.3 損傷時復原性

2.3.2 区画指数

2.3.2.3 残存確率 s_i

-12.を次のように改める。

-12. 甲板上に木材を積載する場合，残存確率の計算方法は次による。

(1) 甲板上木材貨物の浮力を考慮する場合は，当該貨物が次の(a)から(ed)に従い積み付けられることを前提とする。

(a) 甲板上木材貨物が，IMO 総会決議 A.1048(27) “CODE OF SAFE PRACTICE FOR SHIPS CARRYING TIMBER DECK CARGOES, 2011” の A 部 2.9 節に従い積み付けられること。

(b) 甲板上木材貨物が，固縛又はスタンション，若しくはその両方によって固定されること。

(c) 固縛及びスタンションは，IMO 総会決議 A.1048(27) “CODE OF SAFE PRACTICE FOR SHIPS CARRYING TIMBER DECK CARGOES, 2011” の A 部 2.10 節に準拠すること。

~~(d) スタンションは次の i) から iv) によること。~~

~~i) 甲板上木材貨物の幅を考慮の上，適切な強度の鋼鉄又はその他の適切な素材を材料とすること。~~

~~ii) 3 m を超えない間隔で設置されること。~~

~~iii) 型鋼，金属製の受材又は同等の有効な手段で甲板に固定されること。~~

~~iv) 加えて，必要な場合には金属製ブラケットによって，ブルワークや倉口縁材等の強固な場所に固定されること。~~

(ed) 甲板上木材貨物の高さ及び幅は，“International Code on Intact Stability, 2008(2008 IS Code)” の A 部第 3 章 3.3.2 によること。また，甲板上木材貨物が一標準船楼高さまで積み付けられること。

((2)及び(3)は省略)

2-5 編 一般貨物船，冷凍運搬船

10 章 追加の構造要件

10.4 木材を積載する船舶

10.4.1 木材を積載する船舶

10.4.1.1 木材貨物に対する船体構造の保護

(10)を次のように改める。

貨物倉内及び／又は甲板上に木材を積載する船舶については、V 編の規定による木材満載喫水線の標示の有無にかかわらず、次の(1)から(10)により船体構造の保護を施さなければならない。ただし、仕様書等により原木を積載しないことが明らかな場合は、(8)及び(10)を除き斟酌して差し支えない。

(1)から(9)は省略)

(10) 木材積付設備

甲板積木材貨物の高さ，積付け及び定着に必要な設備については，1966 年の満載喫水線に関する国際条約及び 1966 年の満載喫水線に関する国際条約の 1988 年の議定書によること。また，損傷時復原性に関して，甲板上に積載する木材貨物の浮力を考慮する場合には，スタンションは 1 編 2.3.2.3-12.(1)(c)の規定によらなければならない。